

令和
8年度

季節労働者の方の 資格取得を 応援します！



5割助成 (上限) **166,666円**

資格取得の一部を助成します！

通年雇用を目指し、資格取得のために講習などを受講し、**資格検定試験に合格（資格取得）した場合に経費（入学料・受講料等）の5割を助成**します。

対象科目

協議会が指定した教育訓練講座

(例) 中型一種・二種／準中型／大型一種・二種／大型特殊／けん引
普通二種／作業機械等の技能講習／介護職員初任者研修
フルハーネス型墜落制止用器具／刈払機取扱作業 他
※この他にも対象となる訓練がありますのでご相談ください

助成額

助成対象経費（入学料、受講料等）の5割

[上限16万6,666円] ※本免申請手数料、交通費等は自己負担です

対象者

八雲町、長万部町、今金町、せたな町に在住の**通年雇用を目指す季節労働者の方**

期限

令和9年3月15日まで

※3月15日までに裏面④が終了していること
※予算額に達し次第募集を終了しますのでお早めにお申込みください

※助成を受けるには**事前申請が必要**です。(予算に達し次第募集終了します)

※助成対象となる経費は「入学料」、「受講料(教科書代・教材費含む)」、「適性検査料・写真代・検定料・保険料・仮免試験手数料・夜間料金・冬期料金」等です。詳しくはお問い合わせください。(再試験代、本免申請手数料、交通費等は対象外です)

※教育訓練を受講・修了し、資格検定試験に合格(資格取得)した場合のみ助成対象です。

※雇用保険制度における教育訓練給付金又は短期訓練受講費との併給はできません。

※助成額の合計が166,666円までであれば何度でもご利用いただけます。

事前に**必ず**お問い合わせください！ ☎ **0137-64-3355**

お申込み
お問合せ

事務局

渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会

TEL:0137-64-3355 FAX:0137-62-2149

049-3192

二海郡八雲町住初町138

(八雲町役場商工観光労政課内)

手続きの流れ

※予算額に達し次第募集を終了いたしますので
必ず事前にご相談ください

1 講習の**受講申込み前**に協議会へ問合せ・相談（受講者本人から）

協議会から申請に必要な書類が届く（申請は2回あります）

2 助成金利用の申請（1回目の申請）

申請に必要なもの（提出書類） ● 運転免許証又は住民票 ● 季節労働者であることの確認書類
● 入学案内パンフレット・料金表
● 受講料の詳細が分かる見積書 ※内訳記載要
（ご自身で受講予定の教習機関へ申し出て作成していただきます）

※教育訓練に関する費用は一旦全額自己負担となります ※受講開始後の申請は受けません
※助成対象になる費用は入学料・受講料（教科書代・教材費含む）・適性検査料・写真代・検定料・
保険料・仮免試験手数料・夜間料金・冬期料金です（詳細はお問い合わせください）

協議会から「指定教育訓練実施計画承認通知書」が届く

3 「指定教育訓練実施計画承認通知書」が届いたら・・・
受講申込 ▶ 受講開始 ▶ 資格取得

資格を取得したら2回目の申請を行ってください

4 助成金の申請（2回目の申請）

資格取得日から30日以内の申請が必要です

申請に必要なもの（提出書類） ● 資格取得証明書（資格取得日がわかる証明書又は運転免許の場合は免許証）
● 受講（入校）申込書 ● 口座番号がわかる申請者本人の銀行通帳等の写し
● 申請者本人宛領収書原本（必ず経費の内訳を記載してもらってください）

※教育訓練を受講・修了し、資格検定試験に合格（資格取得）した場合のみ助成対象です
※申請の受付は令和9年3月15日までとなります

協議会から「助成金交付決定通知書」が届く

5 協議会から助成金交付（指定の口座にお振込みします）

6 令和9年4月末までに「通年雇用化状況確認票」を協議会に提出

予告

1月・2月予定

受講無料

技能講習を開催します！

- ・技能講習受講費用の全額を助成します。（作業着、交通費、写真代、食事代等は自己負担となります）
- ・各講習、定員があります。先着順となりますのでご了承ください。
- ・日程・会場等の詳細は決定次第改めてご案内します。（情報提供には協議会への登録が必要です）

★受講修了し、資格を取得した場合にのみ助成されます。ご注意ください。